

事 務 連 絡
令 和 6 年 3 月 4 日

地区歯科医師会 御中

公益社団法人東京都歯科医師会

医師及び歯科医師の登録済証明書の取扱いについて

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より本会会務運営にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、東京都保健医療局を通し厚生労働省から別添通知の送付がありましたのでお知らせ致します。

つきましては、本システムを積極的に活用し、申請者が就職等の手続きを円滑に実施できるよう、会員診療所においてもご確認いただければと存じます。

ご多忙のところ誠に恐縮ですが、貴会会員への周知方につきまして、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

(別添)

○医師及び歯科医師の登録済証明書の取扱いについて

(5 保医医人第 1750 号・令和 6 年 2 月 29 日)

公益社団法人東京都歯科医師会
事業部 医療管理・調査担当 正 岡
TEL 03-3262-1149 (直通)
FAX 03-3262-4199

5保医医人第1750号
令和6年2月29日

公益社団法人東京都歯科医師会
会長 井上 恵司 様

東京都保健医療局長
雲田 孝司
(公印省略)

医師及び歯科医師の登録済証明書の取扱いについて（依頼）

平素より東京都の保健医療施策について、御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件について、別添のとおり厚生労働省医政局医事課長及び同歯科保健課長から、下記のとおり通知がございましたのでお知らせします。

つきましては、本件につきまして、貴会会員への周知につき御協力方お願いいたします。

記

- 1 送付書類
医師及び歯科医師の登録済証明書の取扱いについて（依頼）
- 2 問い合わせ先
東京都保健医療局医療政策部医療人材課 免許担当
電話 03-5320-4434

医政医発 0228 第 1 号
医政歯発 0228 第 1 号
令和 6 年 2 月 28 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医事課長
厚生労働省医政局歯科保健課長
（ 公 印 省 略 ）

医師及び歯科医師の登録済証明書の取扱いについて（依頼）

現在、医師及び歯科医師の籍に登録した者であって、就職等で早急に免許証を必要とする者に対しては、登録済証明書を発行しているところです。

例年、3月から5月にかけて申請が集中し、登録済証明書の発行までに時間を要しているため、このたび、資格確認の迅速化を図り、申請者の利便性向上を目的として、申請者が自身の登録済証明書をWEB上で確認し、印刷するための「医師等免許登録確認システム」(<https://confirmationdt.mhlw.go.jp>)を当省ホームページに設け、令和6年3月1日から稼働する予定としております。登録済証明書の発行については、従来通り葉書による申請も可能です。

つきましては、本システムを積極的に活用し、申請者が就職等の手続きを円滑に実施できるよう、別添1のリーフレット「医師・歯科医師の皆様へ」(※)を作成しましたので、貴管下の関係機関、関係団体等に対し周知方よろしくお願いいたします。なお、本件については、別記、関係団体あてにお知らせしているとともに、免許申請書と配布している「免許申請にかかる留意事項について」(※)に記載していることを申し添えます。

※ 厚生労働省のホームページに掲載しております。

○別添1：「医師・歯科医師の皆様へ」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001215312.pdf>

○別添2：「免許申請にかかる留意事項について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000896240.pdf>

医師・歯科医師の皆様へ 登録済証明書をオンラインで受け取れます

- 免許登録後、登録済証明書を受け取れば、免許証を受け取る前であっても、医師・歯科医師として従事できます。
- 登録済証明書は葉書又はオンラインで発行します。
- オンラインの方が、葉書よりも早く受け取ることができます。

オンライン発行の手続き

先に免許登録申請を行ってください（保健所へ）

厚生労働省で申請内容の確認・籍簿への登録を行います

登録済証明書オンライン発行の申請

①申請サイトはこちら

医師等免許登録確認システム
<https://confirmationdt.mhlw.go.jp>



②申請情報の仮登録

- 該当する申請メニューを選択後、情報を入力する。
 - ・ 免許取得時：「新規申請時」を選択
 - ・ 氏名、本籍地等の変更：「書換申請時」を選択
 - ・ 免許証の亡失、き損：「再交付申請時」を選択

③仮登録完了メールの受信

- 仮登録完了メールに記載されたURLにアクセスする。

④申請情報の本登録

- 仮登録完了メール記載の仮パスワードを入力し、本登録する。
- ※ 仮パスワードの有効時間は、仮登録完了メール受信後30分間です。

厚生労働省で籍簿への登録が完了した後に、本登録完了メールが届きます。
3～4月の繁忙期には、申請から2ヶ月程度の期間を要する場合があります。

登録済証明書の受取

⑤本登録完了メールの受信

- 申請サイトへ登録されたメールアドレスに、ID・パスワードが記載された本登録完了メールが届きます。
- 本登録完了メールが届かない場合は、申請情報が誤っている可能性があるため、申請サイトのお問合せフォームからご連絡下さい。(https://confirmationdt.mhlw.go.jp/KIM030_01F.aspx)

⑥登録済証明書のオンライン発行

- 本登録完了メールに記載されたURL又は「登録済証明書を発行される方はこちら」にアクセスして、本登録完了メールに記載されたID・パスワードを入力して下さい。
- 登録済証明書は5回まで発行できます。5回の発行以降に登録済証明書を発行する場合は、再度の申請が必要です。